

令和7年度

東市民センター運営審議会

◆日時 令和7年 10月20日(月) 13:30~14:30

◆場所 東市民センター 2階 視聴覚室

《 次第 》

1 開会

2 館長あいさつ

3 委員・職員紹介

4 議事

(1) 協議・報告事項

議題1 令和6年度 市民センターの利用状況について

議題2 令和6年度及び令和7年度指定管理者事業について

(2) その他

5 閉会

(資料目次)

- ・福岡市立東市民センター運営審議会委員名簿 (P3)
- ・議題1 令和6年度 市民センターの利用状況について (P4~P5)
- ・議題2 令和6年度及び令和7年度指定管理者事業について (P6~P11)

(参考資料)

- ・福岡市立東市民センター運営審議会要綱 (P12)
- ・福岡市立東市民センター運営審議会傍聴要領 (P13)
- ・市民センター運営方針 (P14)

福岡市立東市民センター運営審議会委員名簿(敬称略)

任期:令和9年6月30日まで

委嘱区分	氏名	役職名	備考
学校教育 関係者	あおき りえ 青木 理枝	福岡市立箱崎小学校 校長	新任
	あべ ひろこ 安部 裕子	福岡市立香椎第2中学校 校長	新任
社会教育 関係者	やまなか かずお 山中 一男	東区人権尊重啓発連絡会議 会長	
	やました きくお 山下 喜久男	東区自治組織会長会 事務局長	
	いたくら ゆみこ 板倉 由美子	東区男女共同参画連絡協議会 会長	
	かとう じゅんこ 加藤 純子	東区公民館館長会 会計 (舞松原公民館 館長)	新任
家庭教育 関係者	まつしげ とよこ 松重 豊子	保育ボランティア団体「かすみ草」副代表	
学識経験者	たむら のりあき 田村 典明	福岡女子大学 名誉教授	

市民局生涯学習課職員名簿

氏名	役職
やまもと たけし 山本 武史	課長 ※教育委員会市民センター館長を兼務
ふるしま みほ 古島 美保	市民センター第1係長
ながた たくひさ 永田 卓久	主査(社会教育担当) ※教育委員会市民センター主任社会教育主事を兼務
たにぐち ようすけ 谷口 陽介	市民センター第1係 係員

東市民センター指定管理者

指定管理者	なみきスクエアみらいネットワーク
(代表企業)	株式会社 JTB
(構成員)	九州地区舞台芸術運営協同組合

議題1 令和6年度市民センターの利用状況について

◆ 施設別利用状況

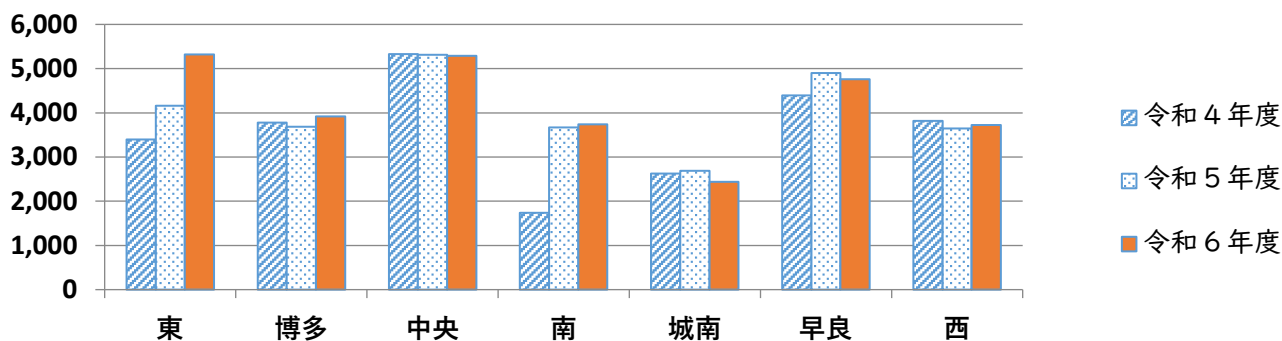
年度		令和6年度		令和5年度		令和4年度	
施設	開館日数	347日		347日		345日	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数
ホ	ール	407	69,223	409	62,994	381	52,157
視	聴覚室	507	13,837	276	6,886	188	4,108
実	習室	555	5,461	237	2,612	128	1,295
第1	会議室	403	9,784	327	7,203	119	2,842
第2	会議室	470	8,709	391	6,256	170	3,097
第3	会議室	553	5,402	335	3,034	258	2,049
多	目的室	1,583	18,665	1,743	20,579	1,745	18,741
第1	和室	432	3,496	212	1,776	211	1,617
第2	和室	407	2,443	229	1,343	195	1,140
合	計	5,317	137,020	4,159	112,683	3,395	87,046

◆ 他市民センターとの利用状況比較

※ 東: R3~5年度 一部ワクチン接種会場となったため利用制限あり
 南: R3年3月~R4年7月 大規模改修工事に伴い休館
 城南: R6年2月~R7年2月 改修に伴いホール利用休止
 西: R7年2月~ 改修に伴いホール利用休止

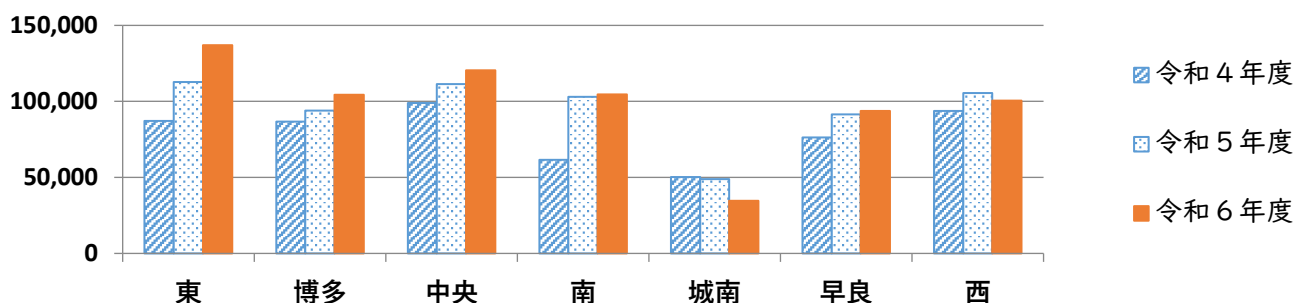
【利用件数(件)】

センター 年度	東	博多	中央	南	城南	早良	西
令和4年度	3,395	3,782	5,327	1,736	2,623	4,390	3,817
令和5年度	4,159	3,687	5,313	3,666	2,685	4,899	3,650
令和6年度	5,317	3,918	5,288	3,740	2,436	4,761	3,722



【利用人数(人)】

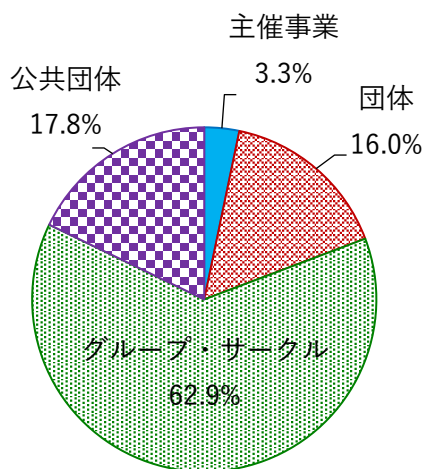
センター 年度	東	博多	中央	南	城南	早良	西
令和4年度	87,046	86,690	98,962	61,620	50,331	76,215	93,676
令和5年度	112,663	94,017	111,459	103,079	48,932	91,452	105,570
令和6年度	137,020	104,482	120,449	104,557	34,523	93,790	100,437



◆ 利用区分別利用状況

利用区分	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
主催事業	174	6,024	133	5,440	148	5,123
団体	850	27,382	729	27,465	755	24,622
グループ・サークル	3,344	59,931	2,552	44,894	1,991	29,250
公共団体	949	43,683	745	34,864	501	28,051
合計	5,317	137,020	4,159	112,663	3,395	87,046

《令和6年度》

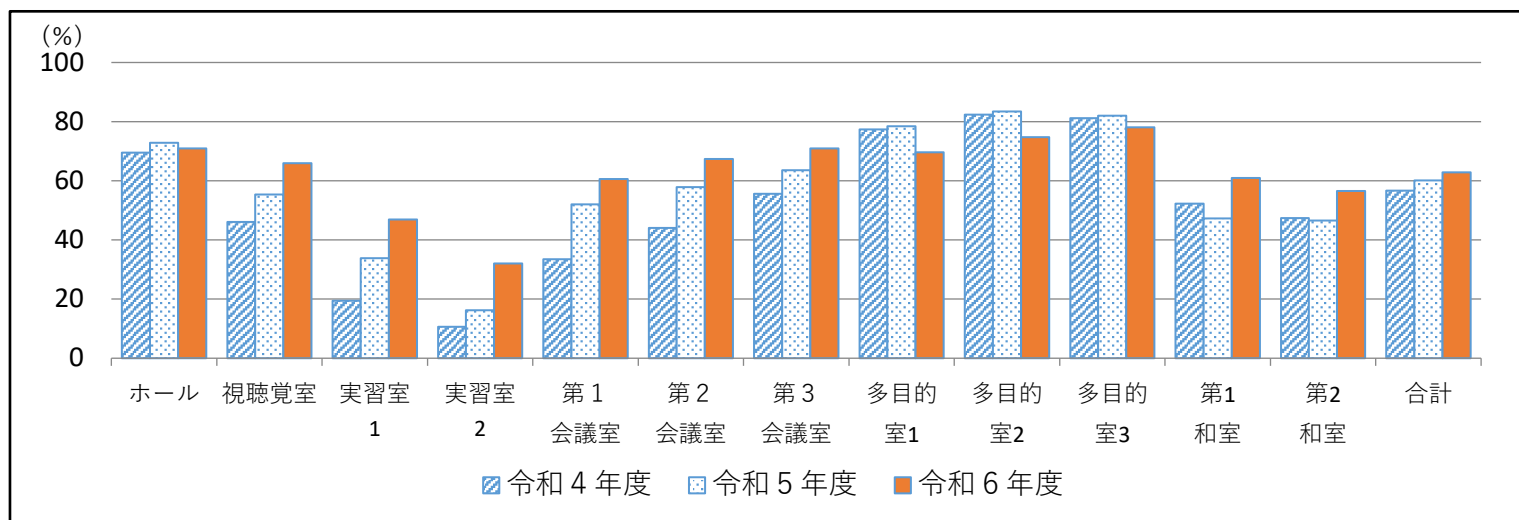


<利用区分>

- 主催事業
 - ・市民センター主催事業
- 団体
 - ・社会教育関係団体、地域団体、企業、NPOなど
- グループ・サークル
 - ・音楽、絵画、短歌、子育てなど共通の目的や趣味をもつ任意の団体
- 公共団体
 - ・主催事業を除く、本市の利用や国・県の利用

◆ 施設別利用率 (%)

年度	ホール	視聴覚室	実習室 1	実習室 2	第1会議室	第2会議室	第3会議室	多目的室1	多目的室2	多目的室3	第1和室	第2和室	合計
令和4年度	69.5	46.1	19.4	10.6	33.5	44.1	55.6	77.4	82.4	81.2	52.3	47.4	56.7
令和5年度	72.8	55.4	33.8	16.2	52.0	57.9	63.6	78.4	83.4	82.0	47.3	46.6	60.1
令和6年度	70.9	65.9	46.9	32.0	60.6	67.4	70.9	69.6	74.7	78.1	61.0	56.5	62.9



※ 利用率 : ①利用回数 ÷ ②利用可能回数

① 利用回数 : 1日の利用区分を午前、午後、夜間の3回とし、利用の形態から利用回数を算出

② 利用可能回数 : 1日の利用区分(3回)×開館日数

※ワクチン接種会場となった会議室等については利用可能回数から除く

議題2 令和6年度及び令和7年度指定管理者事業について

令和6年度指定管理者事業

(1) 講座、講演会、研修会等

別添	イベント名	実施時期	参加者数
⑫	第1回東区人権セミナー	令和6年7月25日	463名
⑬	東区人権を考えるつどい	令和6年9月26日	254名
⑭	第2回東区人権セミナー	令和7年2月13日	209名
⑮	認知症予防フレンド養成講座	令和7年3月19日	34名

(2) 文化振興事業

別添	イベント名	実施時期	参加者数
①	落語会『桂文珍落語会』 (東区芸術文化祭協力・連携事業)	令和6年12月22日	609名
⑧	東区芸術文化祭2024 『ミュージカルコンサート』 (東区芸術文化祭協力・連携事業)	令和6年11月23日	603名
⑭	舞台芸術ワークショップ 講座	令和7年2月8日・9日	約100名
⑯	スタインウェイピアノをな みきホールで奏でる体験会	令和7年2月11日・14日	各12組 (延べ53名)
⑰	キビるフェス2025	令和7年3月14日～16日	延べ181名

(3) その他事業

別添	イベント名	実施時期	参加者数
③	いっしょによりみち おやこ CAFE	令和6年 5月29日、6月29日 7月23日、9月25日 10月17日、11月27日 令和7年 1月28日、2月11日 3月19日	133組 (延べ304名)
⑦	遊びと学びのコミュニテイ スクール発表公演・展示会	令和7年3月30日	出演者 21名 スタッフ 12名 観客 120名

②	なみきをつくる・育てる カイギ	令和6年 10月6日・12日・14日	各6名
④	0～1才のためのはじめて の芸術『A day』	令和6年6月22日	<1回目> 35名 (子15名 親20名) <2回目> 40名 (子17名 親23名)
④	はじめての芸術コンサート 「クラシックコンサート」	令和6年10月14日	199組 (延べ393名)
⑤	0～1才のためのはじめて の芸術『A day』スタッフ研 修	令和6年 6月21日・22日 10月14日	各6名(6月) 2名(10月)
⑥	パパ・ママスクール	令和6年7月27日	17名
⑨	東部療育センター芸術体験 プログラム	令和6年12月13日	園児 65名 保護者 24名 職員 10名
⑩	なみきクッキング	令和6年 6月14日、7月12日 8月9日 令和7年 1月10日、2月14日 3月14日	延べ 60名
⑪	よかトレ	令和6年 4月 8日・22日 5月 7日・20日 6月14日・28日 7月 2日・16日 8月15日 9月 3日・17日 10月 4日・16日 11月 6日・26日 12月 2日・ 6日 令和7年 1月17日・30日 2月5日・14日 3月5日・20日	延べ 395名
⑬	遊びと学びのコミュニテイ スクール『夏の連続ワークシ ョップ』	令和6年 8月4日・5日・6日 8日・9日・10日 11日	子ども 延べ139名 スタッフ 延べ17名 保護者 延べ56名
⑬	遊びと学びのコミュニテイ スクール『春の連続ワークシ ョップ』	令和7年 3月23日・24日・25日 27日・28日・29日 30日	子ども 延べ143名 スタッフ 延べ20名 保護者 延べ14名

⑬	遊びと学びのコミュニティ スクール	令和6年10月から 令和7年3月まで 計18回	子ども延べ449名 保護者延べ138名
⑮	なみきホール避難訓練 コンサート	令和7年2月24日	200名
⑰	いけばな体験会	令和6年 6月20日、7月18日 9月19日、10月17日 11月21日、12月19日 令和7年 1月16日、2月18日 3月20日	延べ101名
⑱	オープンスペースイベント 絵本ギャラリー	令和6年6月～8月、 9月～10月、 12月 令和7年1月～2月	
⑳	多文化共生事業 『ようこそ巻き寿司パーティ ィハ』	令和7年1月19日	14名
㉑	多文化共生事業 『世界のクリスマス料理』	令和6年12月1日	10世帯(21名)
㉓	なみきスクエア情報誌 「東ZINE」 発刊 Vol. 8、Vol. 9	令和6年10月 (Vol. 8) 令和7年 3月 (Vol. 9)	(発行部数) Vol. 8/2,000部 Vol. 9/2,000部
㉔	福岡市認知症支援課連携事 業(オレンジ事業) 軽度認知症の方の就業支援	令和6年 4月12日・19日 5月8日・16日・23日 6月6日・13日・20日 7月4日・11日・19日 10月21日 11月7日・14日・28日 12月12日・27日 令和7年 1月16日・31日 2月6日・13日 3月6日・13日	毎回5名
	おやこでまなぼう!エコク ッキング ※追加事業	令和7年2月8日	18名

令和7年度指定管理者事業（実績は8月末時点）

(1) 講座、講演会、研修会等

別添	イベント名	実施時期	参加者数
②	第1回東区人権セミナー	令和7年7月23日	298名
②	東区人権を考えるつどい	令和7年10月9日	500名（定員）
③	第2回東区人権セミナー	令和8年2月18日	400名（定員）
⑪	認知症予防フレンド養成講座	令和8年3月（予定）	30名（予定）

(2) 文化振興事業

別添	イベント名	実施時期	参加者数
⑦	東区芸術文化祭2025 （東区芸術文化祭協力・連携事業）	令和7年11月23日	400名（予定）
①	落語会『春風亭小朝・春風亭昇太二人会』（東区芸術文化祭協力・連携事業）	令和7年12月14日	600名（定員）
⑬	舞台芸術ワークショップ講座	令和7年～令和8年 計2回（予定）	100名（予定）
⑮	スタインウェイピアノをなみきホールで奏でる体験会	令和8年2月（予定）	各12組（定員）
⑱	キビるフェス2026	令和8年1月23日～25日	100名（予定）

(3) その他事業

別添	イベント名	実施時期	参加者数
③	いっしょによりみち おやこ CAFE	令和7年 5月7日、6月7日、7月2日 8月13日（9月以降5回）	延べ37組 （8月まで）
④	はじめての芸術『A day』	令和8年3月21日または 3月22日	15組（予定）
⑥	パパ・ママクスール	令和7年8月3日	15名 （うち夫婦3組）
⑨	なみきクッキング	令和7年 5月9日、7月11日 9月12日、11月14日 令和8年 1月9日、3月13日	延べ19名 （7月まで）

⑩	よかトレ	令和7年 4月7日・30日 5月9日・28日 6月7日・27日 7月4日・29日 8月12日・28日 (9月以降、毎月2回)	延べ338名 (8月まで)
⑫	遊びと学びのコミュニティ スクール 『夏の連続ワークショップ』	令和7年 8月1日、2日、3日、17日	子ども 延べ65名 スタッフ 延べ12名 保護者 延べ31名 大人WS 延べ22名
⑫	遊びと学びのコミュニティ スクール	令和7年9月から 令和8年3月まで 計21回	20名/回
⑤	スペースファンタジーライ ブ『宙を見上げて』	令和8年3月21日または 3月22日	400名(定員)
⑯	いけばな体験会	令和7年 6月27日、7月17日 9月18日、12月18日 令和8年 1月15日、2月19日 3月19日	延べ22名 (7月まで)
⑰	オープンスイバント	令和7年4月～5月 6月～8月 12月(予定) 令和8年1月(予定) 2月(予定)	
⑳	福岡市認知症支援課との連 携事業(オレンジ事業) 軽度認知症の方の就業支援	令和7年 4月10日・11日・17日・25日 5月9日・15日・22日 6月6日・13日・19日 7月18日・29日 (9月以降も予定)	毎回4名～5名
②	なみきをつくる・育てる プロジェクト	令和7年 計4回	各回15名(定員)
⑧	東部療育センター芸術体験 プログラム	令和7年11月(予定)	20組(定員)
⑭	なみきホール避難訓練 コンサート	令和8年2月(予定)	300名(定員)
⑰	多文化共生事業 『日本(東区)の魅力再発見』	令和8年1月(予定)	20名(定員)

⑳	多文化共生事業 『外国の文化体験』	令和7年12月(予定)	20名(定員)
㉔	学生インテリアデザイン コンテスト	令和7年～令和8年(未定)	
㉕	なみきスクエア情報誌 「東ZINE」 発刊 Vol.10、Vol.11	令和7年10月(Vol.10) 令和8年3月(Vol.11)	(発行部数) Vol.10/2,000部 Vol.11/2,000部

福岡市立東市民センター運営審議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市立市民センター条例施行規則第30条第2項の規定に基づき、福岡市立東市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

(委員の任期)

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、館長が必要と認めるときに招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を司る。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に審議会の委員である者は、この要綱の施行の日に第3条の規定による審議会の委員になったものとみなし、その任期は同条の規定による残任期間と同一の期間とする。

○福岡市立東市民センター運営審議会傍聴要領

（傍聴の手続）

第1条 運営審議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催の15分前までに整理番号票（別紙様式）の交付受け、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

（定員）

第2条 傍聴を希望する者が定員（10名）を超える場合には、抽選により決定する。

（入場の制限）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- （1）酒気を帯びていると認められる者
- （2）会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- （3）前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- （1）みだりに傍聴席を離れないこと。
- （2）私語、談話、拍手等をしないこと。
- （3）議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- （4）携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影等の禁止）

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

（退場）

第6条 傍聴人は、公開できない議事の場合、又は議長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

（その他の指示）

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は議長の指示に従わなければならない。

福岡市立市民センター運営方針

近年の少子・高齢化や国際化・情報化の進展による社会の急激な変化に伴い、さまざまな社会課題が生じており、価値観や行動の多様化も急速に進んでいます。これらに対応するためにも、学習の重要性はますます高まっています。

このような状況の中、市民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを持ち、充実した生活を営むことができる社会の実現のためには、これまでの経験や知識を活かしながら人々がともに学び合う学習機会や、学ぶ人が学習している自覚を持ち、その成果を実感することで次の学習への意欲につながるような体験、学習成果の還元による地域コミュニティのさらなる活性化などが求められます。

これらを踏まえ、市民センターにおいては、市民一人ひとりが豊かで充実した人生を送るうえで、生涯にわたる「学び」が重要であることをしっかりと認識し、「学びの楽しさ」を実感できるよう、利用者の立場に立った生涯学習を支援する事業や、人権教育・啓発に関する事業を実施するとともに、学習機会の情報を発信するなど、今後とも市民から親しまれる施設運営に努めてまいります。

1 講座、講演会、研修会等の開催に関する事業

市民が生涯にわたって行う自主的な学習活動を推進・支援するとともに、市民一人ひとりが社会の一員として、地域の中で主体的に学び、その成果をコミュニティや新たなまちづくりに活かすことができるよう、多様な機関・団体等とも連携しながら、事業の充実に取り組みます。

また、人権講座や人権の集い等の事業実施にあたっては、区においても積極的に関わりながら、しっかりと取り組みます。

2 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事業

優れた文化芸術を身近に感じ、地域における文化・芸術の振興を図るとともに、指定管理者が持つ民間企業の知識と経験を活用し、文化芸術の奨励に繋がる企画事業を推進します。

3 施設の管理運営の充実

市と指定管理者が連携を図りながら、サービスの向上に努め、利用者に親しまれる施設を目指すとともに、適切な施設の維持管理を行うなど、安心・安全な管理運営を行います。